

平成 27 年度 第 4 回 理事会議事録

日時：平成 27 年 8 月 25 日（火）19：00～20：45

場 所：県士会事務所

出席：(理事) 小林伸、磯野、有泉、藤田、北山、青柳、
古屋、笠井、井村

(委員長) 山田

(部長) 小尾、鈴木、加納

(副部長) 松下

欠席：(理事) 高村

書記：伊東・木村

会員管理情報

慶事 1 件 弔事 0 件 施設数 124 会員数 808 名

I. 審議事項（全 1 題）

1. 第 73 回冬季国体・冬季インターハイの参加について

(小尾スポーツ理学療法部長)

承認 国体・インターハイともに参加する方向で計画を立てていく。予算については積立をしていき、予算内で活動することを前提とする。士会員からのコンセンサスを得るためにも活動について PR をしていくべきなどの意見が出された。

2. 第 5 回関東甲信越スポーツ・メディカル・サポート会議の支援について

(小尾スポーツ理学療法部長)

保留 今回から関ブロ学会開催県が持ち回りで会場の確保等を行うこととなり、懇親会の県士会からの補助について審議がなされた。現状では承認できないが、所属が関東甲信越士会長会議預かりとのことであるため、まずは補助について神奈川の事務局から協議会へ問い合わせするよう依頼をすることとなった。その結果しだいでは、県士会から講師の先生分を含めた 1 万円程度の補助を検討していく必要があるとの意見が出された。会長より士会長会議でスポーツ・メディカル・サポート会議についての議題はされていないため、次回の士会長会議で審議に挙げるとの報告があった。

II. 報告事項

1. 関東甲信越ブロック理学療法士学会準備委員会：第 25 回準備委員会報告

(山田委員長)

開会式次第、開会式関係者の来賓・主催者の報告があった。来賓祝辞については山梨県知事が難しかったため、山梨県福祉保健部次長の相原正志氏となった。協会から小川副会長が来年の参議院選挙立

候補に伴い挨拶する場を用意した。山梨県の事前申込者 230 名の中 100 名程度は運営スタッフであるため参加呼びかけをしていく。協賛申込について、展示申込、バナー広告はほぼ一杯であるが、寄付金が伸び悩んでおり、学会の前日まで受け付けているので声掛けの協力を願いたい。講師・座長の依頼に漏れないよう再度確認してもらいたいとの意見が出された。今回から抄録集を発行しないことでホームページを閲覧しない会員に案内が浸透していないことが考えられる。県内だけでも案内文を送ることを検討して欲しいとの意見が出された。

2. 訪問理学療法委員会：第 6 回山梨県訪問リハビリテーション実務者研修会について

(代理：藤田事務管理局长)

平成 27 年 10 月 17・18 日に、大木記念ホールで開催予定。非会員は PT・OT・ST 以外でも参加可能かとの質問に対し、会長より確認して伝えるとの回答があり、会長名で出す文書は会長の確認をとるようとの指摘があった。

3. 地域支援事業等推進委員会

(小林会長)

3 団体の協会で地域包括ケア会議のモデル研修会が開催される。大分県士会が指導する。各県士会から 2 名参加で磯野副委員長と笠井副委員長が参加する予定。

4. 公開講座部：公開講座の広報活動について

(井村企画局长)

チラシ、ポスターの作成は完了した。山梨県水泳連盟に PDF を送付し、所属施設や選手への周知を依頼している。今後は新聞折り込み、チラシ配布、ポスター掲示の依頼予定。

5. 学術研修部：研修会報告

(菊池学術集会部長)

8 月 30 日に研修部主催の研修会を予定。参加者は 100 名程度。生涯学習部の事業は 8 月 4 日、24 日に開催した。理学療法講習会は 8 月 8・9 日に開催した。学術集会は関ブロ終了後、アナウンスをしていく予定している。

6. 事務管理局：事務員の外部委託に関するアンケート進捗状況

(藤田事務管理局长)

アンケートより、事務員の必要労働時間は 365 日で計算すると 1 日おおよそ 2.4 時間となった。詳細については次回の理事会で報告する。

7. 事務管理局：平成 27 年度中間会計事業報告会の開催について

(藤田事務管理局长)

10 月 27 日(火)に開催を予定している。次回の理事会(9 月 29 日)に 8・9 月の会計書類の提出を願いたい。

II. その他

1. 会長挨拶

本日、福祉プラザで福祉機器の会議があった。英知を結集し、関ブロの成功に向けて協力を願いたい。

2. 次回の理事会日程について

日時 平成27年9月29日(火) 19:00～

場所 県士会事務所

駐車場：湯村温泉病院敷地内

連絡 9月25日(金)までに審議事項および資料を事務管理局(藤田)へ提出する。
議題がない場合でも、事務管理局へ連絡する。